菰野町補聴器購入費補助事業実施要綱

（目的）

第１条　この告示は、聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者の日常生活でのコミュニケーションを確保するとともに、認知症及びフレイルを予防し、積極的な社会参加を促すため、予算の範囲において補聴器の購入に要する費用（以下「補聴器購入費」という。）の補助について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において「補聴器」とは、公益財団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器技能者が所属する販売店が販売する補聴器（電池、充電器及びイヤモールド等の付属品を含む。）をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有し、かつ、居住しているものであって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）　補助金の交付を申請する日において、満65歳以上の者

（２）　両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の者。ただし、医師が本事業の趣旨を踏まえたうえで補聴器の装用を必要と認めた場合は、この限りでない。

（３）　補聴器の装用により、コミュニケーション能力の維持・向上について一定の効果が期待できると医師が判断する者

（４）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定による聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていない者

（５）　交付決定の日から起算して、過去５年以内に当該補助金の交付決定を受けていない者

（６）　菰野町暴力団排除条例（平成23年条例第２号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員でない者

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補聴器購入費の２分の１以内の額とし、２万２千円を限度とする。

２　前項の補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

３　第１項に規定する補聴器購入費とは、補聴器本体（管理医療機器として認証されたものに限る。）に加え、補聴器付属の電池、充電器及びイヤモールド等（以下「付属品」という。）の購入にかかった費用をいう。

４　補聴器購入費には、付属品の単体での購入費及び修理、部品の交換、調整、受診費用、意見書

作成料（文書料）等にかかる経費は含まないものとする。

（補助金の交付の申請）

第５条　補聴器購入費の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補聴器を購入する前に、菰野町補聴器購入費補助金申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（１）　身体障害者福祉法第15条第１項の規定により都道府県知事が定める指定医が作成した菰野町補聴器購入費補助事業医師意見書（第２号様式。ただし、作成日から６か月以内のものに限る。）

（２）　認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者を有する補聴器販売事業者（以下「事業者」という。）が作成した補聴器の見積書

（３）　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定等）

第６条　町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助の可否を決定する。

２　町長は、前項の規定により補助することを決定したときは、菰野町補聴器購入費補助金交付決定通知書（第３号様式。以下「補助金交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

３　町長は、第１項の規定により補助しないことを決定したときは、菰野町補聴器購入費補助金不交付決定通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第７条　前条の規定により、補助金交付決定通知書の通知を受けた申請者は、事業者より補聴器を購入し、交付決定通知書交付年度の３月31日までに、菰野町補聴器購入費補助金交付実績報告書兼請求書（第５号様式。以下「請求書」という。）に領収書を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第８条　町長は、前条の請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第９条　町長は、交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずるこ

とができる。

（１）　第３条の要件を満たさないと認められたとき。

（２）　虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

（補則）

第10条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年12月１日から施行する。

（失効期日）

２　この告示は、令和11年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けたものについては、同日後もなおその効力を有する。